

～第5章～

第2次世田谷区不登校支援アクションプラン 施策の取組み

## 1 施策体系図

大項目	中項目	小項目	重点
Ⅰ 多 様 性 や 個 性 を 認 め 伸 ば す 学 校 づ く り	(1) 一人一人を 大切に する 教育	①安心して過ごせる学級づくり	
		②自己肯定感を高められる学校活動の充実	
		③一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動	◎
	(2) 児童・生徒への 理解の 深化	①不登校の現状理解及び校内の情報共有	◎
		②児童・生徒の変容を把握するチェックリストの作成	
		③校内における相談機能の充実	
		④進学時における円滑な不登校支援	
Ⅱ 早 期 支 援	(1) 個に応じた 組織的・継続的な 支援	①不登校対応ガイドラインの作成・運用	◎
		②支援シートの作成・運用	
		③区立小・中学校等における情報連携の強化	
	(2) 学校内外における 相談・支援体制 の充実	①スクールカウンセラー等の資質向上、連携強化	
		②総合的な教育相談の拠点づくり	◎
		③専門チームによる学校支援の強化	◎
		④保健福祉等の関係機関との連携強化	◎
Ⅲ 長 期 化 へ の 対 応	(1) 多様な教育機会や 居場所の確保	①ほっとスクールの充実	◎
		②中間的居場所の確保	
		③ICTを活用した学習支援や居場所の検討	◎
		④不登校特例校（分教室）の運営	◎
		⑤フリースクール等民間施設、団体と連携	
	(2) 家庭・保護者への 支援	①不登校保護者への相談機能の充実	
		②不登校保護者のつどいの充実	
		③進路相談・進路説明会の充実	
		④保健福祉等の関係機関との連携強化（再掲）	◎

◎…不登校支援の推進に向け、計画期間の2年間で重点的に取り組む事業

## 2 各施策の取り組み

### I 多様性や個性を認め伸ばす学校づくり

不登校への支援にあたっては、その前提となる取り組みとして、児童・生徒の多様性や個性を認め伸ばし、不登校になることなく、安心して過ごすことができる学校づくりや校内体制づくりが重要となります。そのためには、日ごろから児童・生徒の様子を丁寧に見守り、その多様性や個性を認め伸ばすことを目指した、多様で柔軟な教育活動や体験活動を展開していく必要があります。

#### (1) 一人一人を大切にす教育

- ・すべての児童・生徒が意欲的に学習し、楽しい学校生活を送るためには、安心して過ごし、自己有用感や充実感を感じることができる学級づくりが重要です。児童・生徒への深い理解のもと、学級運営の充実を図っていきます。
- ・様々な学校活動の場面を通じて、児童・生徒が互いの良さや違いを認め、尊重し合いながら課題に取り組み、集団としての達成感や充実感が得られる体験を積み重ねていきます。この体験により、思いやりのある心を育て一人一人の自己肯定感を高めるために役立てていきます。
- ・教育活動を通して、児童・生徒自らが学ぶ楽しさや意義を実感できることが重要となります。「キャリア教育」や「STEAM教育」を推進し、その内容の充実を図り、児童・生徒が学校で学ぶことと自らの将来とのつながりを見出し、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を養うことのできる魅力ある授業づくりを行います。また、タブレット型情報端末を活用し、個に応じた学習支援を推進していきます。

安心して過ごせる学級づくり	
取組内容	児童・生徒への深い理解に基づき、教員との信頼関係や児童・生徒相互の良好な人間関係を育み、安心して過ごせる学級づくりに取り組んでいきます。また、すべての児童・生徒が活躍できる活動を実施し、自己有用感を高めていきます。
取組項目	令和4年度・5年度の実施
教員による学級運営力の向上	・教員の学級運営力の向上に向けた研修の実施
自己有用感を高められる学級活動の実施	・自己有用感を高められる多様な活動の実施 ・各校の事例のデータベースの構築、共有

自己肯定感を高められる体験活動の充実	
取組内容	児童・生徒が互いを認め合い、尊重しながら、協働的な活動に取り組むことで、達成感や充実感を得、自己肯定感を高めることができる多様な体験活動の充実に取り組みます。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
自己肯定感を高められる体験活動等の実施	・自己肯定感を高められる多様な体験活動等の実施 ・各校の活動事例のデータベースの構築、共有
教員の指導力向上	・教員の指導力向上に向けた研修の実施 ・教育総合センターにおける教員の研究支援

一人一人の個性や能力を伸ばす教育活動	
取組内容	キャリア教育やSTEAM教育を推進し、一人一人の個性や能力を伸ばし、社会的・職業的な自立に必要な資質や能力を養うとともに、新しい知識や経験を得ることに喜びを感じることができる魅力ある教育活動に取り組みます。また、タブレット型情報端末を活用し、一人一人の状況に応じた個別最適な教育活動を実施していきます。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
キャリア教育、STEAM教育の推進	・キャリア教育、STEAM教育の推進 ・各校の授業事例のデータベースの構築、共有
タブレット型情報端末を活用した学習支援	・タブレット型情報端末を活用した学習支援の実施 ・オンライン授業の実施状況の検証 ・オンラインを活用した学校における不登校支援の検討
教員の指導力向上	・教員の指導力向上に向けた研修の実施 ・教育総合センターにおける教員の研究支援

## (2) 児童・生徒への理解の深化

- ・新型コロナウイルス感染症やGIGAスクール構想の推進による教育環境の変化の影響も踏まえ、不登校に関する現状を改めて理解し、これまで以上に児童・生徒の様子を丁寧に把握することが教員には必要です。このため、児童・生徒の抱える様々な困難さを理解するための新たな視点を習得する機会を設けるとともに、その視点や対応を校内で共有し、チーム学校としての具体的な支援につなげていきます。
- ・教育委員会において、生活面や対人面で児童・生徒を観察する視点を整理して、児童・生徒の変容を早期に把握するためのチェックリストを作成し、児童・生徒への理解の深化に向けて活用していきます。

- ・小学校6年生から中学校1年生にかけて不登校生徒が増加している点や、中学校で不登校となる生徒は小学校時に不登校経験のあるケースが多い点から、欠席日数に加え、遅刻・早退や別室登校等を含めて把握に努めるなど、小・中学校の連携を強化した支援を行っていきます。また、中学校卒業後における高校等への情報連携についてもあわせて検討し、切れ目ない支援を行っていきます。
- ・学校ぐるみの不登校支援の取り組みを進めるため、管理職及び教育相談主任を中心とした校内委員会を定期的を開催することで、不登校傾向のある児童・生徒についての対応策を協議していきます。
- ・また、教職員と児童・生徒が心理的な交流を図るため、スクールカウンセラーや担任等による面談週間等を実施することで、普段は見えなかった児童生徒の多角的な側面を発見する機会を設定します。

不登校の現状理解及び校内の情報共有	
取組内容	教育環境が大きく変化する中においても不登校に関し、児童・生徒の学校生活での小さな変化に気付くことができるよう、教職員研修の内容を更新・充実し、教員の観察力、児童・生徒理解の深化を図っていきます。 併せて、各学校において、児童・生徒に現れる小さな変化を見逃さないための情報収集に努め、日ごろからの教員間の情報共有が円滑に図られるよう指導・支援していきます。
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
児童・生徒理解の深化を図るための教員研修の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校支援に特化した研修の実施</li> <li>・実施状況を踏まえた、研修内容の充実</li> </ul>
教員間の情報共有	<ul style="list-style-type: none"> <li>・効果的な情報収集と共有に向けた体制づくりの検討</li> <li>・実践に向けた周知、検証と改善</li> </ul>

児童・生徒の変容を把握するためのチェックリストの作成	
取組内容	教育委員会において、生活面や対人面で児童・生徒を観察する視点を整理して、児童・生徒の変容を早期に把握するためのチェックリストを作成し、活用について、研修等の機会を通じて、小・中学校に周知していきます。
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
児童・生徒の変容を把握するためのチェックリストの作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・チェックリストの作成</li> <li>・チェックリストの活用及び運用状況の評価・検証</li> <li>・周知・活用に向けた教員への研修の実施</li> </ul>

校内における相談機能の充実	
取組内容	<p>担任が児童・生徒の欠席状況を把握した上で、教育相談主任等が中心となり、不登校傾向にある児童生徒への対応を、校内委員会等で協議していきます。</p> <p>児童・生徒の不安や困り感にいつでも対応できるよう、教職員だけでなく、心理の専門家であるスクールカウンセラーや、福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーとも連携し、校内の相談体制を整備していきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
不登校児童・生徒の支援体制の強化	・管理職及び教育相談主任を中心とした校内委員会の定期的な開催による支援体制の充実
スクールカウンセラーによる相談の充実	・小学校5年生、中学校3年への全員面接の実施 ・実施方法等の検証、改善
安心して相談できる環境の整備	・児童・生徒、保護者への周知方法、内容の充実

進学時における円滑な不登校支援	
取組内容	<p>中学校入学前に抱えている不安を取り除くために、行事参観や体験授業等を行うなど、入学後の自分自身をイメージできる取組みを通してギャップに対応できる力を養っていきます。</p> <p>また、学び舎における取組みの充実により連携を密にするとともに、小学校時の不登校傾向の情報を詳細に中学校に引き継ぐにあたり、共通のルールを検討、運用し、児童・生徒の進学が円滑になるよう取り組みます。</p> <p>さらには、中学校卒業後における高校等への情報連携についてもあわせて検討し、切れ目ない支援を行っていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の取り組み
中学校への円滑な進学に向けた取組み	・中学校入学前の行事参観や体験授業等の実施（授業、部活動等）
不登校経験があった児童の情報の中学校への引継ぎ	・不登校経験があった児童の情報の中学校への引継ぎ及び共通ルールの検討
中学校卒業後における情報連携	・高等学校等との情報連携に向けた検討

## Ⅱ 早期支援

不登校については、児童・生徒の問題行動として捉えるのではなく、様々な要因により登校に困難を生じている状態であり、どの児童・生徒にも起こり得るものです。そのため、児童・生徒一人一人の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、不登校への予兆への対応も含めた早期の段階から組織的・継続的な支援を行っていきます。

また、不登校は様々な要因や背景があり、校内の相談・支援体制はもとより、教育委員会と福祉や医療等の関係機関による相談支援・体制とも相互に連携、協力して、中長期的な視点で一貫した支援を行う必要があります。そのため、学校内外における相談・支援体制の充実と連携体制の強化も図っていきます。

### (1) 個に応じた組織的・継続的な支援

- ・不登校児童・生徒の心の状態や環境等を十分に理解・把握し、一人一人に応じた支援を、各学校が組織的・継続的に行っていくため、不登校の各段階において統一的な対応を行うための「不登校対応ガイドライン」を作成します。作成にあたっては、学識経験者等の専門家を交えた検討・検証の場を設けます。
- ・ガイドラインでは、予防のための学期末アンケートやストレスチェック、HyperQ-U調査、月例調査の活用、初期対応ルールの策定、クラス替えや転校等の対応、子ども同士の声掛けや仲間づくり、家庭訪問等による適切な働きかけ、引きこもりへの対応、学校復帰にあたっての受入れ体制、私立学校からの不登校児童・生徒の転入（校）対応、民間施設やオンラインによる適応指導に関する出席の扱い等、各段階における具体的な対応を示していきます。
- ・ガイドラインの運用にあたっては、管理職研修等を通じて周知徹底を図るとともに、生活指導主任研修や初任者研修など職層に応じた研修を通して、その運用の統一を図っていきます。
- ・不登校児童・生徒一人一人に寄り添う支援の充実のためには、児童・生徒の状況の詳細を把握する必要があります。そのため、的確なアセスメントに基づき、組織的・継続的な支援を図るための共通ツールとして、教育委員会が「支援シート」の様式を作成し、学校が運用する仕組みを構築します。
- ・区立小・中学校における情報連携について、個人情報取り扱いに留意しながら共通のルールを検討・運用します。支援シートの活用等の効果的な実践例を基に、情報連携のためのルールを作成します。そのルールに基づき、学級舎単位でのモデル実施を行い、検証を行った上で全校へ周知・導入します。

- ・幼稚園・保育所等から小学校への支援手法の引継ぎについては、教育総合センターに新たに導入する乳幼児教育支援センター機能を発揮し、区長部局との連携の下、検討していきます。また、中学校卒業後における高校等への情報連携についてもあわせて検討し、切れ目ない支援を行っていきます。

不登校対応ガイドラインの作成・運用	
取組内容	不登校児童・生徒への支援を組織的、継続的に行っていくため、「不登校対応ガイドライン」を作成し、活用について小・中学校に周知していきます。 また、管理職研修や生活指導主任研修、初任者研修など職層に応じた研修を通して、ガイドラインの活用について周知徹底し、統一的な運用を行っていきます。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
「不登校対応ガイドライン」の作成・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「不登校対応ガイドライン」の作成</li> <li>・「不登校対応ガイドライン」の運用及び運用状況の評価・検証</li> </ul>

支援シートの作成・運用	
取組内容	児童・生徒一人一人の状況の詳細を把握、分析し、個に応じた組織的・継続的な支援を図るための共通ツールとして「支援シート」を作成し、学校が運用する仕組みを構築します。 作成にあたっては、「不登校対応ガイドライン」とともに、学識経験者等の専門家を交えた検討・検証の場を設け、有効な活用手法を検討します。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
「支援シート」の作成・運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援シート」の作成</li> <li>・「支援シート」の運用及び運用状況の評価・検証</li> </ul>
支援シートを活用した校内体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「支援シート」の活用手法の検討</li> <li>・「支援シート」の活用及び検証</li> </ul>
学校での活用に向けた周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・周知・活用に向けた教職員への研修の実施</li> <li>・アセスメント力の向上に向けた研修の実施</li> </ul>
不登校児童・生徒の状況に応じた支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校児童・生徒の状況把握と分析</li> <li>・不登校児童・生徒の状況に応じた支援の実施</li> </ul>



区立小・中学校等における情報連携の強化	
取組内容	<p>区立小・中学校における情報連携について、共通のルールを検討し運用します。運用にあたっては、学び舎単位でのモデル実施を行い、検証を行った上で全校へ周知・導入します。</p> <p>幼稚園・保育所等から小学校への情報連携については、教育総合センターに新たに導入する乳幼児教育支援センター機能を発揮し、区長部局との連携の下、検討します。また、中学校卒業後における情報連携についても検討し、切れ目ない支援を行っていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
情報連携に向けた共通ルールの検討、運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共通ルールの検討</li> <li>・ 学び舎でのモデル実施及び効果・検証</li> <li>・ 全校への周知・導入準備</li> </ul>
幼稚園・保育所等から小学校への情報連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 区長部局との情報連携に向けた検討</li> </ul>
中学校卒業後における情報連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 高等学校等との情報連携に向けた検討</li> </ul>

## (2) 学校内外における相談・支援体制の充実

- ・ 多様な要因・背景により不登校状態にある児童・生徒に対し、効果的な支援を行うため、学校内の組織体制を強化し、学級担任だけではなく、管理職や養護教諭、スクールカウンセラー等が相互に連携、協力して、より効率的・効果的な支援を行う体制を構築します。
- ・ 児童・生徒に状況に即した効果的な支援を行うためには、校内のスクールカウンセラーや校外から支援する校外アドバイザー（教育相談室の心理教育相談員、スクールソーシャルワーカー）による別の角度からのアセスメントや支援内容が重要となるため、その専門性と資質の向上を図っていきます。
- ・ 不登校対策の拠点となる「世田谷区教育総合センター」において、多様な要因・背景により不登校傾向や不登校状態となった児童・生徒の相談に対応し、課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築し、不登校支援の一層の充実を図ります。また、様々な相談内容を継続的に蓄積し、教育総合センター内の相談部門や支援部門等が情報を共有し、より適切な支援につなげていきます。
- ・ 教育支援グループ、特別支援巡回グループに加え、新たに心理士やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援グループを設置し、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行い、早期に適切な支援に結び付けるとともに、各専門グループが互いに連携を図ることで、学校等への支援体制を強化していきます。

- ・不登校を取り巻く状況が複雑多岐にわたり複合化しているために、学校や教育委員会の取組みだけでは、不登校児童・生徒への支援が不十分であったり困難であったりする事例もあります。支援のためには、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口など、福祉、保健、医療等の様々な関係機関との連携を強化し、支援のネットワークを構築して、不登校児童・生徒や保護者、家庭の状況に応じた適切な支援につなげていきます。

スクールカウンセラー等の資質向上、連携強化	
取組内容	<p>不登校児童・生徒への効果的な支援を行うため、教員やスクールカウンセラー等が連携・協力できる学校内の組織体制を構築します。</p> <p>また、スクールカウンセラーや教育相談室の主任教育相談員、心理教育相談員、スクールソーシャルワーカーが校内外の連携の中で専門的な役割を果たすため、さらなる資質の向上に向けた効果的な研修を行います。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー等の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー等に対する研修内容の充実</li> <li>・アセスメント力の向上に向けた研修の充実</li> </ul>

総合的な教育相談の拠点づくり	
取組内容	<p>教育総合センター内に、不登校に関する様々な相談に対応し、学校や専門チームと連携して、課題が深刻化する前に解決する総合的な相談体制を構築します。</p> <p>また、様々な相談に対応するスタッフのスキルアップのため、必要な研修を実施するとともに、定期的な会議を通じて、連携体制を強化します。</p> <p>さらに、様々な相談内容を継続的に蓄積し、個人情報の取り扱いに留意しながら、教育総合センター内の相談部門や支援部門等が情報を共有し、より適切な支援につなげていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
教育に関する相談を総合的に受ける相談体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育相談窓口による相談の運用</li> <li>・運用状況を踏まえた検証・改善</li> </ul>
相談や支援を担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成に向けた研修の実施</li> <li>・定期的な会議の実施による情報共有、連携強化</li> </ul>
情報共有システムの運用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報共有システムの運用</li> <li>・情報共有システムの運用状況の検証・改善</li> </ul>

専門チームによる学校支援の強化	
取組内容	<p>不登校の課題を早期に適切な解決に結び付けられるよう、心理士やスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援チームを設置し、専門家による学校等への支援体制の強化に取り組みます。</p> <p>不登校支援チームは、困難事例への対応を支援するほか、不登校の原因分析や対応策の検討を行います。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
不登校支援グループによる支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校支援チームの設置・運用</li> <li>・運営状況の検証・改善</li> </ul>
特別支援教育巡回グループ、教育支援グループとの連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グループ間における専門チームとしての連携体制の構築</li> <li>・連携のあり方についての検証・改善</li> </ul>

保健福祉等の関係機関との連携強化	
取組内容	<p>児童・生徒や保護者の状況に応じて適切な支援につなげられるよう、児童相談所や子ども家庭支援課、メルクマールせたがや、ひきこもり相談窓口等の保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携を強化し、教育総合センターにおける取組みとも連動させながら、就学前から卒業後まで切れ目ない支援を行っていきます。</p> <p>また、「不登校支援施策リーフレット」等の内容を充実させ、保健福祉領域の相談・支援機関についても周知を図り、児童・生徒の状態に応じた支援につなげていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前、卒業後も含めた関係機関との連携強化に向けた検討、実践</li> <li>・教育総合センターにおける取組みとの連携</li> <li>・連絡協議会等における情報共有</li> </ul>
保健福祉領域等の相談・支援機関の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ほっとスクール等への周知</li> <li>・「不登校支援施策リーフレット」への福祉領域等における相談窓口等の掲載及び保護者への周知充実</li> </ul>

### Ⅲ 長期化への対応

不登校は、長期化する可能性があり、学習の遅れや進路選択上の不利益、社会的自立へのリスクにつながる事が予測されます。一方で、不登校児童・生徒によっては、不登校の時期が休養や心の成長に必要な自分についての気づきや、自分らしさの発見等の積極的な意味を持つ面もあります。

そのため、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童・生徒が自らの多様性や個性を生かして進路を主体的に捉え、将来、社会の一員として社会的・職業的に自立できるよう、それぞれの状況に即した多様な学びの場や居場所の充実を図っていきます。

また、不登校児童・生徒を持つ保護者・家庭は、様々な不安や悩みを抱えています。こうした不安や負担の軽減に向けた取組みを充実させていきます。

#### (1) 多様な教育機会や居場所の確保

- ・ほっとスクールの運営評価の結果を踏まえ、更なる支援機能の充実に向け、児童・生徒一人一人に寄り添った支援を行い、定期的に評価する仕組みを構築します。また、研修の機会や内容の充実を図り、スタッフの資質や専門性の向上を図っていきます。ほっとスクール間の交流や連携の更なる促進を図り、区営施設と民営施設相互のノウハウや人的ネットワークを共有し、より多様な活動を展開していきます。
- ・ほっとスクールの体験を含めた申込希望者は増加傾向にあり、地域偏在も生じていることから、ほっとスクール城山の定員数を拡充するとともに、新たなほっとスクールの整備に向けた検討も進めていきます。
- ・NPO法人との協働により試行的に実施した、ほっとスクールを拠点としたオンラインによる学習支援では、これまでほっとスクールに登録したものの通室には至らなかった児童・生徒に対し、タブレット型情報端末を活用し、NPO法人のスタッフやほっとスクールの職員とつながりを持ちながら学習支援を実施したほか、ほっとスクールへの通室につながることができたなどの成果がありました。今後、オンラインを活用した学習支援について、さらなる拡充を図っていきます。
- ・ほっとスクールに通室することも心理的なハードルを高く感じている不登校児童・生徒もいることから、より小集団で、個の対応が必要となる児童・生徒を対象に、教育総合センター内にほっとスクール等につなげるための心理的支援を中心とした居場所を新たに設置します。
- ・保健福祉領域等の他所管や地域団体等が運営する居場所についても広く周知するとともに、既存施設の利用状況を把握し、他所管や地域団体等とも連携を図りながら、多様な居場所の確保に取り組めます。

- ・不登校児童・生徒の中には、支援につながらず、自宅で過ごしている児童・生徒も存在します。一方で、一人一台タブレット型情報端末が配付されたことを受け、オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供の可能性が広がっています。大学や民間企業との連携も視野に、オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供について検討を進めていきます。
- ・これまで区では、心理的要因により不登校の状態にある児童・生徒の居場所として、区内3か所で「ほっとスクール」を運営し、体験活動やスポーツなどの小集団生活を通して、集団生活への適応、基本的な生活習慣の改善等を行い、社会性や協調性、自立心を養い、学校生活への復帰や自分らしい進路の実現に向けた支援を行ってきました。  
 一方で、不登校児童・生徒の中には、教員や友人との関係や学業の躓きなどにより、在籍校への登校は困難であるが、学校への登校や学習に対して意欲があり、ほっとスクールとは異なる新たな環境での学びを望む児童・生徒もいます。また、ほっとスクールに通う生徒の中にも、学びの意欲が高まり、より集団を意識するようになる生徒もいます。こうした生徒を対象とした新たな支援機能として令和4年度より「不登校特例校（分教室）」を開設し、不登校生徒に対する支援や学びの場の選択肢を広げていきます。
- ・「不登校特例校（分教室）」では、不登校生徒の実態に合わせた特別な教育課程を編成し、正規の教職員を配置した学校として、生徒の興味や関心に合わせた学習活動や様々な体験活動や交流事業を実施し、生徒一人一人の個性や能力を発見・伸長しながら、より社会的・職業的な自立に向けた世田谷らしい特色ある教育活動を実施していきます。また、開設後においても、生徒の学習意欲や学習状況、出席状況、運営状況を評価、検証し、生徒や保護者の声も十分に把握したうえで、学校型への移行に向けた検討を進めていきます。
- ・不登校の背景や要因、不登校児童・生徒一人一人の個性や多様性に応じて、教育支援センターとしてのほっとスクールと、教育課程に基づく教育活動を行う不登校特例校が、それぞれの役割や機能を発揮して、不登校児童・生徒一人一人の状態に応じた支援を行っていきます。
- ・フリースクール等の民間施設においても、不登校児童・生徒への学習支援や居場所づくりを行っており、相互に協力、補完する意義は大きいことから、情報共有や事例共有の場を設定するなど、フリースクール等との連携促進に向けた取組みを進めていきます。
- ・フリースクール等における学習支援や指導、オンラインを活用した学習支援等について、指導要録上の出席扱い、学習の評価についても整理を行っていきます。

ほっとスクールの充実	
取組内容	<p>ほっとスクールの運営評価の結果を踏まえ、支援機能の強化に向けた支援内容の定期的な評価、研修機会の拡充によるスタッフの資質の向上、ほっとスクール間の交流や連携による多様な活動の実施など、支援内容の充実に取り組みます。</p> <p>また、申込希望者の増加や地域偏在対応するため、ほっとスクール城山の定員数を拡充するとともに、新たなほっとスクールの整備に向けた検討を進めていきます。</p> <p>NPO法人との協働により試行的に実施した、ほっとスクールを拠点としたオンラインによる学習支援についても、この間の成果も踏まえながら、さらなる拡充を図っていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
ほっとスクールの支援機能強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援内容を定期的に評価する仕組みの構築</li> <li>・ スタッフの資質の向上に向けた研修機会の拡充</li> <li>・ ほっとスクール間の交流・連携の強化</li> <li>・ 多様な体験活動等の充実</li> </ul>
ほっとスクールの整備、拡充	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ほっとスクール「城山」の定員拡充</li> <li>・ 新たなほっとスクールの整備に向けた検討</li> </ul>
ほっとスクールを拠点としたオンライン学習の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 試行的実施の効果・検証</li> <li>・ 実施内容の拡充</li> </ul>

中間的な居場所の確保	
取組内容	<p>ほっとスクールに通室することも心理的なハードルを高く感じている不登校児童・生徒もいることから、より小集団で、個の対応が必要となる児童・生徒を対象に、教育総合センター内にほっとスクール等につなげるための心理的支援を中心とした居場所を新たに設置します。</p> <p>また、登校はしているが教室に入れず、保健室や図書室などの別室を居場所としている児童・生徒への支援も拡充していきます。</p> <p>保健福祉領域等の他所管や地域団体等が運営する居場所についても、「不登校支援施策リーフレット」等を活用し、広く周知・案内するほか、児童館や青少年交流センター等の既存施設の利用状況を把握し、関係所管や地域団体等とも連携を図りながら、多様な居場所の確保にも取り組んでいきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
ほっとスクール等につなげる中間的な居場所	<ul style="list-style-type: none"> <li>心理的支援のための中間的な居場所の設置・運用</li> <li>中間的な居場所の運用検証を踏まえた改善・拡充</li> </ul>
別室登校児童・生徒の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>別室登校児童・生徒への支援の拡充</li> </ul>
保健福祉領域等所管の居場所の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>「不登校支援施策リーフレット」を活用した他所管における居場所の周知</li> </ul>
関係所管等と連携した多様な居場所の確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>既存施設における利用状況の把握</li> <li>関係所管や地域団体等との連携による居場所の確保</li> </ul>

ICTを活用した学習支援や居場所の検討	
取組内容	<p>NPO法人との協働により試行的に実施している内容を検証し、大学や民間企業との連携も視野に、オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供について検討を進め、不登校児童・生徒への支援の充実を図っていきます。</p> <p>あわせて、指導要録上の出席扱いや学習の評価について、取り扱いを整理していきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
オンラインを活用した学習支援や相談支援、居場所の提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>導入に向けた検討及びモデル実施</li> <li>効果・検証及び実施の拡充</li> </ul>
指導要録上の出席扱い、学習の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>出席、評価取り扱いについて整理・検討</li> </ul>

不登校特例校（分教室）の運営	
取組内容	<p>学校への登校や学習に対して意欲があり、新たな環境での学びを望む児童・生徒の新たな支援機能として、不登校特例校（分教室）を開設し、不登校生徒の実態に合わせた特別な教育課程に基づき、生徒の興味や関心に合わせた多様で柔軟な世田谷らしい教育活動を実施して、生徒一人一人の個性や能力を発見・伸長し、社会で生き抜く力を育みます。また、開設後の運営状況を評価、検証し、生徒、保護者の声を十分に把握したうえで、学校型への移行に向けた検討を進めていきます。</p> <p>ほっとスクールとともに、その役割と機能を発揮し、児童・生徒の状態に応じた適切な支援を行います。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の取組み
不登校特例校（分教室）の運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校特例校（分教室）の開設・運営</li> <li>・運営状況の評価・検証、及び改善</li> </ul>
不登校特例校（学校）への移行に向けた検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不登校特例校（分教室）に通う生徒、保護者の状況把握</li> <li>・運営状況の評価・検証を踏まえた不登校特例校（学校）への移行に向けた検討</li> </ul>

フリースクール等民間施設、団体との連携	
取組内容	<p>フリースクール等民間施設、団体等との情報共有や事例共有の場となる「(仮称)連絡協議会」を設置、開催し、フリースクール等との連携促進に向けた取組みを進めていきます。</p> <p>また、フリースクール等における学習支援や指導における、指導要録上の出席扱いや学習の評価について、取り扱いを整理していきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の取組み
「(仮称)連絡協議会」の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「(仮称)連絡協議会」の設置、開催</li> <li>・「(仮称)連絡協議会」の開催、充実</li> </ul>
指導要録上の出席扱い、学習の評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>・出席、評価の取り扱いについて整理・検討</li> </ul>

## (2) 家庭・保護者への支援

- ・不登校が長期化した場合の保護者の心労は計り知れず、これまでも教育相談室では時間をかけて保護者を支える取組みを行ってきました。昨今の社会環境の変化の中、教育相談室、ほっとスクール、スクールカウンセラーなどの職員へは、より深く的確な保護者理解と支援が求められており、そのために必要な専門的な理論や技術、倫理などの研修などを通して専門職としての力量の向上を目指していきます。



- ・ほっとスクールの「保護者会」や「不登校保護者のつどい」等の場を活用して、アンケート調査等を実施し、児童・生徒や保護者の置かれている状況等を把握し、ニーズに応じた支援策を展開していきます。
- ・保護者が誰でも利用できる「不登校保護者のつどい」について、保護者間の交流機会の拡充や進路に関する情報提供の充実に向け、実施地域や開催場所等についても工夫しながら、より効果的な運営を行っていきます。
- ・「不登校施策リーフレット」や「ハンドブック」の内容や周知方法を充実させ、保護者のスクールカウンセラーや教育委員会の教育相談室、ほっとスクールや民間の居場所や支援についての理解を広め、保護者による積極的な活用を促進していきます。
- ・進路に関する不安や悩みを抱えている保護者が多いことから、進路に関する情報提供や相談機会の拡充を図っていきます。
- ・不登校児童・生徒や保護者の状態に応じて適切な支援につなげられるよう、児童相談所や子ども家庭支援課、(仮称)ひきこもり相談窓口等の福祉や医療等の関係機関との連携を強化し、教育総合センターにおける取組みとも連動させながら、就学前から卒業後まで切れ目ない支援を行っていきます。

不登校保護者への相談機能の充実	
取組内容	不登校児童・生徒の保護者が安定して子どもに関われるようになるために、保護者の相談に携わる主任教育相談員、心理教育相談員、スクールカウンセラー、ほっとスクール指導員の資質向上を図ります。 また、「不登校施策リーフレット」や「不登校・登校しぶり 保護者のためのハンドブック」の活用により、不登校のための施策や事業の周知徹底を図るとともに、児童・生徒と保護者の状況等を的確に把握し、児童・生徒の状態に応じた適切な支援につなげていきます。
取組項目	令和4年度・5年度 of 取組み
相談に携わる職員の資質向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・課題追究型臨床研究の計画立案</li> <li>・課題追究型臨床研究の開始</li> <li>・自己評価システムの構築と試行</li> <li>・自己評価システムの本格実施</li> </ul>
施策や事業の周知徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業開催時に事業案内の配布実施</li> <li>・「不登校施策リーフレット」や「保護者のためのハンドブック」の内容及び周知の充実</li> </ul>
児童・生徒、保護者の実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート等の実施による実態把握</li> <li>・実施結果の施策への反映</li> </ul>

<b>不登校保護者のつどいの充実</b>	
取組内容	不登校児童・生徒の保護者や家庭が抱える不安や悩みなどの負担の軽減を目的とした「不登校保護者のつどい」について、実施地域や開催場所、開催時間等の拡充のほか、運営方法や内容の見直しもを行い、参加や交流の機会の充実を図ります。
取組項目	令和4年度・5年度の実施
不登校保護者のつどいの充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新たな運営方法での実施</li> <li>・新たな運営方法についての検証、改善</li> </ul>

<b>進路相談・進路説明会の充実</b>	
取組内容	<p>ほっとスクールや保護者のつどいにおける進路説明会に加え、引き続き、進路相談や進路説明会、個別高校説明会を開催し、不登校児童・生徒や保護者が進路に関する情報を得られる機会を拡充していきます。</p> <p>また、実施状況を踏まえ、内容や時期、回数、開催方法について検証を行い、進路相談・説明会の内容の更なる充実を図ります。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
進路相談・説明会の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多様な場、手法における進路相談・説明会の実施</li> <li>・実施状況を踏まえた内容、周知方法の充実</li> </ul>

<b>保健福祉等の関係機関との連携強化（再掲）</b>	
取組内容	<p>不登校・児童生徒の状況に応じて適切な支援につなげられるよう、児童相談所や子ども家庭支援課、メルクマールせたがや、ひきこもり相談窓口等の保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携を強化し、教育総合センターにおける取組みとも連動させながら、就学前から卒業後まで切れ目ない支援を行っていきます。</p> <p>また、「不登校支援施策リーフレット」等の内容を充実させ、保健福祉領域の相談・支援機関についても周知を図り、児童・生徒の状態に応じた支援につなげていきます。</p>
取組項目	令和4年度・5年度の実施
保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携の検討・実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>・就学前、卒業後も含めた関係機関との連携強化に向けた検討、実践</li> <li>・教育総合センターにおける取組みとの連携</li> <li>・連絡協議会等における情報共有</li> </ul>
保健福祉領域等の相談・支援機関の周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校や教員、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、ほっとスクール等への周知</li> <li>・「不登校支援施策リーフレット」への福祉領域等における相談窓口等の掲載及び保護者への周知充実</li> </ul>

# 資料編

## 《資料編 目次》

- 1 不登校対策における国・都の動き
- 2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針
- 3 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）
- 4 世田谷区不登校施策検討委員会設置要綱
- 5 世田谷区不登校施策検討委員会委員名簿
- 6 世田谷区不登校施策検討委員会検討経過

## 1 不登校支援における国・都の動き

### 国の動き

- ・平成元年7月  
 有識者による「学校不適応対策調査研究協力者会議」が発足。登校拒否問題への対応に関する基本的な在り方について検討を開始。平成2年11月に「中間まとめ」を公表し、登校拒否はどの子どもにも起こり得るものであるという視点に立つことが必要と明記
- ・平成4年3月  
 「学校不適応対策調査研究協力者会議」が「登校拒否（不登校）問題について」を最終報告。国はそれを受け、教育委員会における取組みの充実として「学校以外の場所に登校拒否の児童生徒を集め、その学校生活への復帰を支援するための様々な指導・援助を行う『適応指導教室』（※）について、その設置を推進するとともに指導員や施設設備等の充実に努めること。」等を通達 ※「教育支援センター」と同義
- ・平成15年3月  
 有識者による「不登校問題に関する調査研究協力者会議」が「今後の不登校への対応の在り方について」を最終報告。不登校をどの子どもにも起こり得ることとしてとらえ、当事者への理解を深めるとともに、本人の進路や社会的自立のために、対策の重要性を認識する必要があること等を改めて通達に明記
- ・平成17年7月  
 「学校教育法施行規則の一部を改正する省令」が施行。特別の教育課程を編成して教育を実施することができる不登校特例校の設置事業が全国化
- ・平成23年度  
 文部科学省が、平成18年度に不登校であった生徒の5年後の状況等の追跡調査である「不登校に関する実態調査」を実施
- ・平成28年7月  
 「不登校に関する調査研究協力者会議」が「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」を報告。不登校児童・生徒への支援の視点として、「『学校に登校する』という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること」を明記
- ・平成28年12月  
 「教育機会確保法」が成立。国・地方公共団体は、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性や休養の必要性を踏まえ、不登校児童・生徒の状況に応じた学習活動が行われるよう必要な措置を講じることなどを規定

- ・平成29年3月  
文部科学省が「教育機会確保法」に基づく「基本指針」を教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための指針として策定
- ・令和元年10月  
平成30年12月から令和元年5月にかけて「不登校に関する調査研究協力者会議」「フリースクール等に関する検討会議」合同会議が開かれ、不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに関する事等が議論された。これを受け、当該取扱いをはじめとした過去の通知を整理、まとめた「不登校児童生徒への支援の在り方について」を通達。学校等の取組の充実として「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援の実施、コーディネーター的な役割の教員を明確に位置付けること、SC、SSWとの連携協力等を、教育委員会の取組の充実として教育支援センターの整備充実及び活用、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たすこと等を改めて明記。

### 都の動き

- ・平成5年度  
不登校生徒数が多い中学校に対する不登校加配教員の配置を開始
- ・平成7年度  
児童・生徒の相談等に対応するため、スクールカウンセラーの配置を開始。平成15年度から全公立中学校に配置、平成25年度から全公立小・中学校に配置
- ・平成20年度  
不登校等の改善を図るため、スクールソーシャルワーカーを配置する区市町村の支援を開始
- ・平成21年度から  
不登校等の児童・生徒を学校復帰、就学、就労に導く支援の推進に向けた意識啓発を行うため、不登校・若者自立支援フォーラムを開催
- ・平成28年2月  
不登校・中途退学対策検討委員会が報告書を公表
- ・平成29年2月  
教育支援センター（適応指導教室）等充実方策検討委員会が報告書を公表
- ・平成31年3月  
教職員向けガイドブック「児童・生徒を支援するためのガイドブック」を作成、公表。学校における不登校児童・生徒支援の段階を「未然防止」「早期支援」「長期化への対応」の三つに整理し、各段階における学校や教員の具体的な取組み、支援の考え方、児童・生徒や保護者との関わり方等について提示。

## 2 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針

# 義務教育の段階における普通教育に 相当する教育の機会の確保等に関する 基本指針

平成29年3月31日

文部科学省

## ＜ 目 次 ＞

### 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

- (1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状・・・ 1
- (2) 基本指針の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- (3) 基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

### 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

- (1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり・・・・・・・・ 3
  - ① 魅力あるより良い学校づくり
  - ② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
  - ③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施
- (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
    - (ア) 状況の把握
    - (イ) 組織的・計画的な支援
    - (ウ) 登校時における支援
  - ② 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
    - (ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等
    - (イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援
    - (ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援
    - (エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援
    - (オ) 経済的支援
    - (カ) 情報提供
  - ③ 不登校等に関する教育相談体制の充実

### 3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する

#### 事項

- (1) 夜間中学等の設置の促進等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - ① 設置の促進
  - ② 既設の夜間中学等における教育活動の充実
  - ③ 自主夜間中学に係る取組
- (2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ・・・・・・・・・・・・・・・・ 7

#### 4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

- (1) 調査研究等 . . . . . 8
- (2) 国民の理解の増進 . . . . . 8
- (3) 人材の確保等 . . . . . 8
- (4) 教材の提供その他の学習支援 . . . . . 8
- (5) 相談体制等の整備 . . . . . 8

#### 1. 教育機会の確保等に関する基本的事項

(1) 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状義務教育は、憲法第26条に規定する教育を受ける権利を保障するものとして位置付けられ、一人一人の国民の人格形成と、国家・社会の形成者の育成という重要な役割を担うものである。このような重要な役割を担う義務教育の機会を保障し、その水準を確保するため、就学義務制度、就学援助制度、授業料無償、教科書無償給与制度、小中学校等の設置義務、義務教育費国庫負担制度などが整備されている。

他方、文部科学省の調査では、平成27年度における義務教育段階の不登校児童生徒数は約12万6千人であり、そのうち、90日以上欠席している児童生徒は約7万2千人であり、不登校児童生徒の約6割を占める。さらに、義務教育段階の不登校児童生徒数は、平成24年度から3年連続で、全体の人数・児童生徒千人当たりの人数ともに増加している。

また、戦後の混乱期の中で、生活困窮などの理由から昼間に就労又は家事手伝い等を余儀なくされ、十分義務教育を受けられなかった義務教育未修了者などが一定数存在するところであり、平成22年国勢調査においては、約12万8千人の未就学者が存在することが明らかとなっている。

#### (2) 基本指針の位置付け

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（平成28年法律第105号）（以下「法」という。）は、教育基本法（平成18年法律第120号）及び児童の権利に関する条約等の教育に関する条約の趣旨にのっとり、義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する施策（以下「教育機会の確保等に関する施策」という。）に関



し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、基本指針の策定その他の必要な事項を定めることにより、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進することを目的としている。

本基本指針は、法第7条第1項の規定に基づき、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針として定めるものである。

### (3) 基本的な考え方

法第3条においては、次に掲げる事項が基本理念として規定されている。

- 一 全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保が図られるようにすること。
- 二 不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われるようにすること。
- 三 不登校児童生徒が安心して教育を十分に受けられるよう、学校における環境の整備が図られるようにすること。
- 四 義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれている事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、その教育水準の維持向上が図られるようにすること。
- 五 国、地方公共団体、教育機会の確保等に関する活動を行う民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下に行われるようにすること。

この基本理念を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等、夜間その他特別な時間において授業を行う学校（以下「夜間中学等」という。）における就学の機会の提供等、教育機会の確保等に関する施策を行うことが必要である。

まず、全ての児童生徒にとって、魅力あるより良い学校づくりを目指すとともに、いじめ、暴力行為、体罰等を許さないなど安心して教育を受けられる学校づくりを推進することが重要である。

不登校は、取り巻く環境によっては、どの児童生徒にも起こり得るものとして捉え、不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要である。

不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた必要な支援が行われることが求められるが、支援に際しては、登校という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。なお、これらの支援は、不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ行うこととし、当該児童生徒や保護者を追い詰めることのないよう配慮しなければならない。

あわせて、多様な背景・事情から、就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要である。

また、夜間中学等における就学の機会の提供等については、義務教育未修了者等が義務教育を受けられる機会を得られるよう、夜間中学等の設置の促進に取り組むとともに、夜間中学等における受け入れ対象者の拡充等を図る。

これらの施策については、国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で行うことが重要である。

## 2. 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等については、次に掲げる施策等を実施する。

### (1) 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり

#### ① 魅力あるより良い学校づくり

全ての児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、児童生徒と教職員との信頼関係や児童生徒相互の良好な人間関係の構築等を通じて、児童生徒にとって学校が安心感、充実感が得られる活動の場となるように魅力あるより良い学校づくりを推進する。

また、生徒指導専任教諭の配置を含む学校指導体制の充実等により、教職員の業務負担の軽減を図り、児童生徒と向き合う時間を確保する。

#### ② いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり

学校が児童生徒にとって楽しく、安心して通うことができる居場所であるためには、いじめや暴力行為を許さず、問題行動が起きた際にはき然とした対応を取ることが大切であり、このような学校づくりを推進するとと

もに、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の適正な運用を図る。

また、教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、こうしたことが不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要である。

### ③ 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

児童生徒によっては、学業の不振が不登校のきっかけとなっている場合があり、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、学ぶ意欲の向上を図るほか、学校や児童生徒の状況に応じ、個別指導やグループ別指導、繰り返し指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れた指導、教師間の協力的な指導など、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を推進する。

## (2) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進

### ① 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進

#### (ア) 状況の把握

不登校は、その要因・背景が多様・複雑であることから、不登校児童生徒に対する効果的な支援を行うためには、不登校のきっかけや継続理由、当該児童生徒が学校以外の場において行っている学習活動の状況等について継続的に把握することが必要である。このため、個人のプライバシーの保護に配慮するとともに、原則として不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、家庭への訪問による把握を含めた学校や教育委員会による状況把握を推進する。

#### (イ) 組織的・計画的な支援

不登校児童生徒に対しては、学校全体で支援を行うことが必要であり、校長のリーダーシップの下、学校や教員がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門スタッフ等と不登校児童生徒に対する支援等について連携・分担する「チーム学校」体制の整備を推進する。

また、学校は不登校児童生徒に対し、原則として当該児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、必要に応じ、福祉、医療及び民間の団体等の関係機

関や関係者間と情報共有を行うほか、学校間の引継ぎを行うなどして継続した組織的・計画的な支援を推進する。その際、学校は当該児童生徒や保護者と話し合うなどして「児童生徒理解・教育支援シート」\*等を作成することが望ましい。

#### (ウ) 登校時における支援

不登校児童生徒が自らの意思で登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室や学校図書館等も活用しつつ、安心して学校生活を送ることができるよう児童生徒の個別の状況に応じた支援を推進する。

---

\* 平成28年9月14日付け28文科初第770号初等中等教育局長「不登校児童生徒への支援の在り方について」参照

## ②不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保

### (ア) 特例校や教育支援センターの設置促進等

不登校児童生徒の実態に配慮した特色ある教育課程を編成し、教育を実施する学校（以下「特例校」という。）の一層の設置の促進に向けて、設置の申請に係る指導支援や効果的な取組事例の紹介等を行う。また、平成29年度から新たに、市町村のみならず、都道府県が設置する場合においても、特例校に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、特例校の設置を促す。なお、特例校については、過度に営利を目的とし明らかに教育水準の低下を招く恐れがある場合にはこれを認めない。

また、教育支援センターについては、通所希望者に対する支援のみならず、通所を希望しない不登校児童生徒に対する訪問支援を実施するなど、不登校児童生徒の支援の中核となるよう、設置の促進や機能強化を推進する。

#### (イ) 教育委員会・学校と民間の団体の連携等による支援

不登校児童生徒の多様な状況に応じたきめ細かい支援を行う等の観点から、地域の実情に応じ、教育委員会・学校と多様な教育機会を提供している民間の団体とが連携し、相互に協力・補完し合いながら不登校児童生徒に対する支援を行う取組を推進する。特に、教育委員会等と民間の団体が継続的に協議を行う連携協議会の設置や公と民との連携による施設の設置・運営など、先進事例の紹介等の取組を通じて両者の連携を推進する。また、相互評価に関する調査研究を行うなどして、民間の団体の間における自主的な連携協力を後押しする。

#### (ウ) 家庭にいる不登校児童生徒に対する支援

家庭で多くの時間を過ごしている不登校児童生徒に対して、その状況を見極め、当該児童生徒及び保護者との信頼関係を構築しつつ、必要な情報提供や助言、ICT等を通じた支援、家庭等への訪問による支援を充実する。支援に際しては、関係機関と連携することが重要であり、特に児童虐待など家庭に課題がある場合には、福祉機関と緊密に連携すべきことを周知徹底する。

#### (エ) 多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援

不登校児童生徒に対する支援を行う際は、当該児童生徒の意思を十分に尊重し、その状況によっては休養が必要な場合があることも留意しつつ、学校以外の多様で適切な学習活動の重要性も踏まえ、個々の状況に応じた学習活動等が行われるよう支援を充実する。例えば、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないように配慮することが必要である。

#### (オ) 経済的支援

特に経済的に困窮した家庭を対象として、民間の団体等学校以外の場で学習等を行う不登校児童生徒に対する必要な支援について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

#### (カ) 情報提供

不登校児童生徒の保護者に対し、不登校児童生徒に対する支援を行う機関や保護者の会などに関する情報提供を促すほか、指導要録上の出席扱いや通学定期乗車券の取扱い制度等の周知を徹底する。

### ③不登校等に関する教育相談体制の充実

教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携し、不登校等に対して早期からの支援を行うことができる教育相談体制の構築を促進する。

特に、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、学校における教育相談体制を支える専門スタッフの両輪として機能しており、その効果的な活用のため、資質の向上と配置の充実を図る。

## 3. 夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供

### 等に関する事項

夜間中学等における就学の機会の提供等については、次に掲げる施策等を実施する。

#### (1) 夜間中学等の設置の促進等

##### ①設置の促進

法第14条では、全ての地方公共団体に夜間中学等の設置を含む就学機会の提供その他の必要な措置を講ずることが義務づけられている一方、平成28年度現在、夜間中学は8都府県25市区31校の設置に止まっている。このため、全ての都道府県に少なくとも一つは夜間中学等が設置されるよう、また、その上で、更に各地方公共団体においてニーズを踏まえた取組が進むよう、夜間中学等の設置に係るニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に規定する都道府県及び市町村の役割分担に関する事項の協議等を行うための協議会の設置・活用、広報活動などを推進する。また、平成29年度から新たに、市町村が設置する場合だけでなく、都道府県が設置する場合においても、夜間中学等に係る教職員給与費の3分の1を国庫負担することとしたところであり、都道府県立によるものも含め、夜間中学等の設置を促す。

## ②既設の夜間中学等における教育活動の充実

既設の夜間中学等における教育活動の充実が図られるよう、個々の生徒のニーズを踏まえ、小学校段階の内容を含め生徒の年齢・経験等の実情に応じた教育課程の編成ができることを明確化するとともに、必要な日本語指導の充実を図る。

## ③自主夜間中学に係る取組

ボランティア等により自主的に行われているいわゆる自主夜間中学についても、義務教育を卒業していない者等に対する重要な学びの場となっており、各地方公共団体において、地域の実情に応じて適切な措置が検討されるよう促す。

## (2) 夜間中学等における多様な生徒の受け入れ

夜間中学等については、戦後の混乱期の中で様々な事情により義務教育未修了のまま学齢を超過した者に対して教育の機会を提供してきた。現在、このような義務教育未修了者に加えて、本国において義務教育を修了していない外国籍の者、また、不登校など様々な事情から実質的に十分な教育を受けられないまま学校の配慮等により卒業した者で、中学校等で学び直すことを希望する者を受け入れ、教育機会の提供を行うことが期待されている。

さらに、不登校児童生徒の多様な教育機会を確保する観点から、不登校となっている学齢生徒を、本人の希望を尊重した上で夜間中学等で受け入れることも可能である。

引き続き、各地域の実情を踏まえつつ、法第15条に規定する協議会の活用や必要な環境整備の推進などにより、夜間中学等における教育活動を充実させるとともに、受け入れる生徒の拡大が図られるよう取り組む。

## 4. その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事

### 項

その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するため、次に掲げる施策等を実施する。

### (1) 調査研究等

不登校児童生徒の状況や夜間中学等の現状等について、その実態を踏まえた施策の推進が可能となるよう、教育委員会や学校現場の負担にも配慮し、調査の内容や方法の改善を図りつつ、継続的に調査研究や結果の分析を行うとともに、全国の好事例を収集し情報提供を行う。

### (2) 国民の理解の増進

法の趣旨や本基本指針の内容、不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等の活動等について、政府の広報誌、文部科学省ホームページ、手引きの作成・配布、説明会の実施等を通じた広報活動を推進する。

### (3) 人材の確保等

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に携わる教職員に対し、教育機会の確保等に関する理解等を深めるための研修の充実を図るほか、教員の養成においても、これらの知識や理解を深める取組を推進する。また、児童生徒一人一人に対するきめ細やかな指導が可能となるよう、教職員の体制充実に加え、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーなど専門スタッフの配置を充実する。

### (4) 教材の提供その他の学習支援

中学校卒業程度認定試験の受験を希望する者等に対して通信の方法を含めた教材の提供などの学習の支援を図るため、文部科学省認定社会通信教育を含む様々な学習機会等の情報が教育委員会を通じて提供されるよう促すとともに、地域人材の協力による学習の支援等の取組を推進する。

### (5) 相談体制等の整備

不登校児童生徒に対する支援や夜間中学等に関する様々な情報の提供を積極的に行うとともに、不登校に関する相談等に対応できるよう、関係機関、学校及び民間の団体の間の連携による相談体制の整備を推進する。



### 3 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号  
令和元年 10 月 25 日

各都道府県教育委員会教育長 殿  
各指定都市教育委員会教育長 殿  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学法人学長 殿  
小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第 12 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長 殿

文部科学省初等中等教育局長  
丸山 洋司

#### 不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

不登校児童生徒への支援につきましては、関係者において様々な努力がなされ、児童生徒の社会的自立に向けた支援が行われてきたところですが、不登校児童生徒数は依然として高水準で推移しており、生徒指導上の喫緊の課題となっております。

こうした中、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」（以下「法」という。）が平成 28 年 12 月 14 日に公布され、平成 29 年 2 月 14 日に施行されました（ただし、法第 4 章は公布の日から施行。）。

これを受け、文部科学省におきましては、法第 7 条に基づき、平成 29 年 3 月 31 日、教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を策定したところです。

さらに、法の附則に基づき、平成 30 年 12 月から「不登校に関する調査研究協力者会議」及び「フリースクール等に関する検討会議」において法の施行状況について検討を行い、令和元年 6 月 21 日に議論をとりまとめました。

本通知は、今回の議論のとりまとめの過程等において、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含め、これまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめたものです。文部科学省としては、今回の議論のとりまとめを踏まえ、今後更に施策の充実に取り組むこととしておりますが、貴職におかれましても、教職員研修等を通じ、全ての教職員が法や基本指針の

理解を深め、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう努めるとともに、下記により不登校児童生徒に対する教育機会の確保等に関する施策の推進を図っていただくようお願いします。

また、都道府県・指定都市教育委員会にあっては所管の学校及び域内の市区町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所轄の学校法人及び私立学校に対して、附属学校を置く国公立大学法人の長にあっては附属学校に対して、構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体の長にあっては認可した学校に対して、この趣旨について周知を図るとともに、適切な対応がなされるよう御指導をお願いします。

なお、「登校拒否問題への対応について」（平成4年9月24日付け文部省初等中等教育局長通知）、「不登校への対応の在り方について」（平成15年5月16日付け文部科学省初等中等教育局長通知）、「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」（平成17年7月6日付け文部科学省初等中等教育局長通知）及び「不登校児童生徒への支援の在り方について」（平成28年9月14日付け文部科学省初等中等教育局長通知）については本通知をもって廃止します。

## 記

### 1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

#### （1）支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。また、児童生徒によっては、不登校の時期が休養や自分を見つめ直す等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益や社会的自立へのリスクが存在することに留意すること。

#### （2）学校教育の意義・役割

特に義務教育段階の学校は、各個人の有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎を養うとともに、国家・社会の形成者として必要とされる基本的な資質を培うことを目的としており、その役割は極めて大きいことから、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること。また、不登校児童生徒への支援については児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、必要に応じて関係機関が情報共有し、組織的・計画的な、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援策を策定することや、社会的自立へ向けて進路の選択肢を広げる支援をすることが重要であること。さらに、既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること。

また、児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級（以下、「夜間中学」という。）での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。

その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

### （３）「不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性

不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること。

### （４）家庭への支援

家庭教育は全ての教育の出発点であり、不登校児童生徒の保護者の個々の状況に応じた働き掛けを行うことが重要であること。また、不登校の要因・背景によっては、福祉や医療機関等と連携し、家庭の状況を正確に把握した上で適切な支援や働き掛けを行う必要があるため、家庭と学校、関係機関の連携を図ることが不可欠であること。その際、保護者と課題意識を共有して一緒に取り組むという信頼関係をつくることや、訪問型支援による保護者への支援等、保護者が気軽に相談できる体制を整えることが重要であること。

## ２ 学校等の取組の充実

### （１）「児童生徒理解・支援シート」を活用した組織的・計画的支援

不登校児童生徒への効果的な支援については、学校及び教育支援センターなどの関係機関を中心として組織的・計画的に実施することが重要であり、また、個々の児童生徒ごとに不登校になったきっかけや継続理由を的確に把握し、その児童生徒に合った支援策を策定することが重要であること。その際、学級担任、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の学校関係者が中心となり、児童生徒や保護者と話し合うなどして、「児童生徒理解・支援シート（参考様式）」（別添 1）（以下「シート」という。）を作成することが望ましいこと。これらの情報は関係者間で共有されて初めて支援の効果が期待できるものであり、必要に応じて、教育支援センター、医療機関、児童相談所等、関係者間での情報共有、小・中・高等学校間、転校先等との引継ぎが有効であるとともに、支援の進捗状況に応じて、定期的にシートの内容を見直すことが必要であること。また、校務効率化の観点からシートの作成に係る業務を効率化するとともに、引継ぎに当たって個人情報の取扱いに十分留意することが重要であること。

なお、シートの作成及び活用に当たっては、「児童生徒理解・支援シートの作成と活用について」（別添 2）を参照すること。

## (2) 不登校が生じないような学校づくり

### 1. 魅力あるよりよい学校づくり

児童生徒が不登校になってからの事後的な取組に先立ち、児童生徒が不登校にならない、魅力ある学校づくりを目指すことが重要であること。

### 2. いじめ、暴力行為等問題行動を許さない学校づくり

いじめや暴力行為を許さない学校づくり、問題行動へのき然とした対応が大切であること。また教職員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導は許されず、教職員の不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、懲戒処分も含めた厳正な対応が必要であること。

### 3. 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

学業のつまずきから学校へ通うことが苦痛になる等、学業の不振が不登校のきっかけの一つとなっていることから、児童生徒が学習内容を確実に身に付けることができるよう、指導方法や指導体制を工夫改善し、個に応じた指導の充実を図ることが望まれること。

### 4. 保護者・地域住民等の連携・協働体制の構築

社会総掛かりで児童生徒を育てていくため、学校、家庭及び地域等との連携・協働体制を構築することが重要であること。

### 5. 将来の社会的自立に向けた生活習慣づくり

児童生徒が将来の社会的自立に向けて、主体的に生活をコントロールする力を身に付けることができるよう、学校や地域における取組を推進することが重要であること。

## (3) 不登校児童生徒に対する効果的な支援の充実

### 1. 不登校に対する学校の基本姿勢

校長のリーダーシップの下、教員だけでなく、様々な専門スタッフと連携協力し、組織的な支援体制を整えることが必要であること。また、不登校児童生徒に対する適切な対応のために、各学校において中心のかつコーディネーター的な役割を果たす教員を明確に位置付けることが必要であること。

### 2. 早期支援の重要性

不登校児童生徒の支援においては、予兆への対応を含めた初期段階からの組織的・計画的な支援が必要であること。

### 3. 効果的な支援に不可欠なアセスメント

不登校の要因や背景を的確に把握するため、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等によるアセスメント（見立て）が有効であること。また、アセスメントにより策定された支援計画を実施するに当たっては、学校、保護者及び関係機関等で支援計画を共有し、組織的・計画的な支援を行うことが重要であること。

### 4. スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとの連携協力

学校においては、相談支援体制の両輪である、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを効果的に活用し、学校全体の教育力の向上を図ることが重要であること。

#### 5. 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的支援や家庭への適切な働き掛け

学校は、プライバシーに配慮しつつ、定期的に家庭訪問を実施して、児童生徒の理解に努める必要があること。また、家庭訪問を行う際は、常にその意図・目的、方法及び成果を検証し適切な家庭訪問を行う必要があること。

なお、家庭訪問や電話連絡を繰り返しても児童生徒の安否が確認できない等の場合は、直ちに市町村又は児童相談所への通告を行うほか、警察等に情報提供を行うなど、適切な対処が必要であること。

#### 6. 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫

不登校児童生徒が教育支援センターや民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。

#### 7. 不登校児童生徒の登校に当たっての受入体制

不登校児童生徒が登校してきた場合は、温かい雰囲気迎え入れられるよう配慮するとともに、保健室、相談室及び学校図書館等を活用しつつ、徐々に学校生活への適応を図っていけるような指導上の工夫が重要であること。

#### 8. 児童生徒の立場に立った柔軟な学級替えや転校等の対応

いじめが原因で不登校となっている場合等には、いじめを絶対に許さないき然とした対応をとることがまずもって大切であること。また、いじめられている児童生徒の緊急避難としての欠席が弾力的に認められてもよく、そのような場合には、その後の学習に支障がないよう配慮が求められること。そのほか、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、柔軟に学級替えや転校の措置を活用することが考えられること。

また、教員による体罰や暴言等、不適切な言動や指導が不登校の原因となっている場合は、不適切な言動や指導をめぐる問題の解決に真剣に取り組むとともに、保護者等の意向を踏まえ、十分な教育的配慮の上で学級替えを柔軟に認めるとともに、転校の相談に応じることが望まれること。

保護者等から学習の遅れに対する不安により、進級時の補充指導や進級や卒業の留保に関する要望がある場合には、補充指導等の実施に関して柔軟に対応するとともに、校長の責任において進級や卒業を留保するなどの措置をとるなど、適切に対応する必要があること。また、欠席日数が長期にわたる不登校児童生徒の進級や卒業に当たっては、あらかじめ保護者等の意向を確認するなどの配慮が重要であること。

#### (4) 不登校児童生徒に対する多様な教育機会の確保

不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。また、夜間中学において、本人の希望を尊重した上での受入れも可能であること。

義務教育段階の不登校児童生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、別記1によるものとし、高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において、指導・助言等を受けている場合の指導要録上の出席扱いについては、「高等学校における不登校生徒が学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の対応について」（平成21年3月12日付け文部科学省初等中等教育局長通知）によるものとする。また、義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出席扱いについては、別記2によるものとする。その際、不登校児童生徒の懸命の努力を学校として適切に判断すること。

なお、不登校児童生徒が民間施設において相談・指導を受ける際には、「民間施設についてのガイドライン（試案）」（別添3）を参考として、判断を行う際の何らかの目安を設けておくことが望ましいこと。

また、体験活動においては、児童生徒の積極的態度の醸成や自己肯定感の向上等が期待されることから、青少年教育施設等の体験活動プログラムを積極的に活用することが有効であること。

#### (5) 中学校等卒業後の支援

##### 1. 高等学校入学者選抜等の改善

高等学校入学者選抜について多様化が進む中、高等学校で学ぶ意欲や能力を有する不登校生徒について、これを適切に評価することが望まれること。

また、国の実施する中学校卒業程度認定試験の活用について、やむを得ない事情により不登校となっている生徒が在学中に受験できるよう、不登校生徒や保護者に対して適切な情報提供を行うことが重要であること。

##### 2. 高等学校等における長期欠席・中途退学への取組の充実

就労支援や教育的ニーズを踏まえた特色ある高等学校づくり等も含め、様々な取組や工夫が行われることが重要であること。

##### 3. 中学校等卒業後の就学・就労や「ひきこもり」への支援

中学校時に不登校であり、中学校卒業後に進学も就労もしていない者、高等学校へ進学したものの学校に通えない者、中途退学した者等に対しては、多様な進学や職業訓練等の機会等について相談できる窓口や社会的自立を支援するための受皿が必要であること。また、関係行政機関等が連携したり、

情報提供を行うなど、社会とのつながりを絶やさないための適切な対応が必要であること。

#### 4. 改めて中学校等で学び直すことを希望する者への支援

不登校等によって実質的に義務教育を十分に受けられないまま中学校等を卒業した者のうち、改めて中学校等で学び直すことを希望する者については、「義務教育修了者が中学校夜間学級への再入学を希望した場合の対応に関する考え方について」（平成27年7月30日付け文部科学省初等中等教育局初等中等教育企画課長通知）に基づき、一定の要件の下、夜間中学での受入れを可能とすることが適当であることから、夜間中学が設置されている地域においては、卒業時に夜間中学の意義や入学要件等について生徒及び保護者に説明しておくことが考えられること。

### 3 教育委員会の取組の充実

#### (1) 不登校や長期欠席の早期把握と取組

教育委員会においては、学校等の不登校への取組に関する意識を更に高めるとともに、学校が家庭や関係機関等と効果的に連携を図り、不登校児童生徒に対する早期の支援を図るための体制の確立を支援することが重要であること。

#### (2) 学校等の取組を支援するための教育条件等の整備等

##### 1. 教員の資質向上

教育委員会における教員の採用・研修を通じた資質向上のための取組は不登校への適切な対応に資する重要な取組であり、初任者研修を始めとする教職経験に応じた研修、生徒指導・教育相談といった専門的な研修、管理職や生徒指導主事を対象とする研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解、児童生徒に対する理解、関連する分野の基礎的な知識などを身に付けさせていくことが必要であること。また、指導的な教員を対象にカウンセリングなどの専門的な能力の育成を図るとともに、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカー等の専門性と連動した学校教育への更なる理解を図るといった観点からの研修も重要であること。

##### 2. きめ細やかな指導のための適切な人的措置

不登校が生じないための魅力ある学校づくり、「心の居場所」としての学校づくりを進めるためには、児童生徒一人一人に対してきめ細やかな指導が可能となるよう、適切な教員配置を行うことが必要であること。また、異校種間の人事交流や兼務などを進めていくことも重要であること。

不登校児童生徒が多く在籍する学校については、教員の加配等、効果的かつ計画的な人的配置に努める必要があること。そのためにも日頃より各学校の実情を把握し、また加配等の措置をした後も、この措置が効果的に活用されているか等の検証を十分に行うこと。

### 3. 保健室、相談室や学校図書館等の整備

養護教諭の果たす役割の大きさに鑑み、養護教諭の複数配置や研修機会の充実、保健室、相談室及び学校図書館等の環境整備、情報通信機器の整備等が重要であること。

### 4. 転校のための柔軟な措置

いじめや教員による不適切な言動や指導等が不登校の原因となっている場合には、市区町村教育委員会においては、児童生徒又は保護者等が希望する場合、学校と連携した適切な教育的配慮の下に、就学すべき学校の指定変更や区域外就学を認めるなどといった対応も重要であること。また、他の児童生徒を不登校に至らせるような深刻ないじめや暴力行為があった場合は、必要に応じて出席停止措置を講じるなど、き然とした対応の必要があること。

### 5. 義務教育学校設置等による学校段階間の接続の改善

義務教育学校等において9年間を見通した生徒指導の充実等により不登校を生じさせない取組を推進することが重要であること。また、小中一貫教育を通じて蓄積される優れた不登校への取組事例を広く普及させることが必要であること。

### 6. アセスメント実施のための体制づくり

不登校の要因・背景が多様・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントを行うことが極めて重要であること。そのためには、児童生徒の状態によって、専門家の協力を得る必要があり、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置・派遣など学校をサポートしていく体制の検討が必要であること。

## (3) 教育支援センターの整備充実及び活用

### 1. 教育支援センターを中核とした体制整備

今後、教育支援センターは通所希望者に対する支援だけでなく、これまでに蓄積された知見や技能を生かし、通所を希望しない者への訪問型支援、シートでのコンサルテーションの担当など、不登校児童生徒への支援の中核となることが期待されること。

また、不登校児童生徒の無償の学習機会を確保し、不登校児童生徒への支援の中核的な役割を果たしていくため、未設置地域への教育支援センターの設置又はこれに代わる体制整備が望まれること。そのため、都道府県教育委員会は、域内の市区町村教育委員会と緊密な連携を図りつつ、未整備地域を解消して不登校児童生徒や保護者が利用しやすい環境づくりを進め、「教育支援センター整備指針（試案）」（別添4）を参考に、地域の実情に応じた指針を作成し必要な施策を講じていくことが求められること。

市区町村教育委員会においては、主体的に教育支援センターの整備充実を進めていくことが必要であり、教育支援センターの設置促進に当たっては、例えば、自治体が施設を設置し、民間の協力の下に運営する公民協営型の設置等も考えられること。もとより、市区町村教育委員会においても、「教育支援センター整備指針」を策定することも考えられること。その際には、教育



支援センターの運営が不登校児童生徒及びその保護者等のニーズに沿ったものとなるよう留意すること。なお、不登校児童生徒への支援の重要性に鑑み、私立学校等の児童生徒の場合でも、在籍校と連携の上、教育支援センターの利用を認めるなど柔軟な運用がなされることが望ましいこと。

## 2. 教育支援センターを中核とした支援ネットワークの整備

教育委員会は、積極的に、福祉・保健・医療・労働部局等とのコーディネーターとしての役割を果たす必要があり、各学校が関係機関と連携しやすい体制を構築する必要があること。また、教育支援センター等が関係機関や民間施設等と連携し、不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備することが必要であること。

### (4) 訪問型支援など保護者への支援の充実

教育委員会においては、保護者に対し、不登校のみならず子育てや家庭教育についての相談窓口を周知し、不登校への理解や不登校となった児童生徒への支援に関しての情報提供や相談対応を行うなど、保護者に寄り添った支援の充実が求められること。また、プライバシーに配慮しつつも、困難を抱えた家庭に対する訪問型支援を積極的に推進することが重要であること。

### (5) 民間施設との連携協力のための情報収集・提供等

不登校児童生徒への支援については、民間施設やNPO等においても様々な取組がなされており、学校、教育支援センター等の公的機関は、民間施設等の取組の自主性や成果を踏まえつつ、より積極的な連携を図っていくことが望ましいこと。そのために、教育委員会においては、日頃から積極的に情報交換や連携に努めること。

## 《関係報告等》

- ・「不登校児童生徒への支援に関する最終報告～一人一人の多様な課題に対応した切れ目のない組織的な支援の推進～」

(平成 28 年 7 月 不登校に関する調査研究協力者会議)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/108/houkoku/1374848.htm)

- ・「児童生徒の教育相談の充実について～学校の教育力を高める組織的な教育相談体制づくり～（報告）」

(平成 29 年 1 月 教育相談等に関する調査研究協力者会議)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/066/gaiyou/1381049.htm)

- ・「不登校児童生徒による学校以外の場での学習等に対する支援の充実～個々の児童生徒の状況に応じた環境づくり～（報告）」

(平成 29 年 2 月 フリースクール等に関する検討会議)

[https://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm](https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/107/houkoku/1382197.htm)

- ・「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律の施行状況に関する議論のとりまとめ」

（令和元年6月 不登校に関する調査研究協力者会議，フリースクール等に関する検討会議，夜間中学設置推進・充実協議会）

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1418510.htm)

## 4 世田谷区不登校施策検討委員会設置要綱

世田谷区不登校施策検討委員会設置要綱

平成20年8月11日  
20世教相第196号

(目的)

第1条 不登校問題について、不登校児童・生徒支援のための施設・事業の取り組みの在り方等について検討を行うため、下記のとおり世田谷区不登校施策検討委員会（以下、「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、不登校問題の解決に向け、不登校児童・生徒の自立を支援する観点から、次の事項について検討する。

- (1)不登校児童・生徒支援のための施設・事業の取り組みの在り方について
- (2)教育相談体制の充実について
- (3)その他不登校問題に関連する事項について

(組織)

第3条 検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、教育政策部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育長が指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 区民
- (3) 区立小学校校長会代表
- (4) 区立中学校校長会代表
- (5) 前各号に掲げる者のほか、教育長が必要と認める者

(委員長の職務)

第4条 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総括する。

(招集)

第5条 検討委員会は、委員長が招集する。

2 委員長が必要と認めたときは、検討委員会委員以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又は、これらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、教育相談・支援課で処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月11日より施行する。

附 則（平成28年11月11日28世教相第469号）

この要綱は、平成28年11月11日から施行する。

附 則（平成29年5月15日29世教相第81号）

この要綱は、平成29年5月15日から施行する。

附 則（令和3年3月29日2世教相第746号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 5 世田谷区不登校施策検討委員会委員名簿

## 令和3年度世田谷区不登校施策検討委員会名簿

※敬称略

1	委員長	教育監 教育政策部長	栗井 明彦
2	委員	東京家政大学名誉教授 東京家政大学大学院客員教授	相馬 誠一
3	委員	小学校校長会代表	児島 信郎(中町小学校長)
4	委員	中学校校長会代表	本田 仁(東深沢中学校長)
5	委員	中学校校長会代表	加藤 敏久(桜丘中学校長)
6	委員	「不登校保護者のつどい」コ ーディネーター	奥島 萬里子
7	委員	不登校支援NPO団体関係者	佐藤 由美子
8	委員	教育相談専門指導員	今村 泰洋
9	委員	教育相談専門指導員	森田 規子
10	委員	教育政策部参与	平沢 安正
11	委員	教育相談・支援課長	柏原 耕治朗
12	委員	副参事 (学校経営・教育支援担当)	塚本 桂子
13	委員	教育相談・支援課 指導主事	森本 真由美

## 6 世田谷区不登校施策検討委員会検討経過

開催年月日	検討内容
第1回検討委員会 令和3年6月24日（木）	<b>【課題、取組みの方向性の確認】</b> ○国、区における不登校児童・生徒の現状について共有 ○前計画の取組み内容の振り返り ○次期計画の策定に向けた課題の確認 ○各委員の意見を踏まえ事務局で整理することを確認
第2回検討委員会 令和3年7月16日（金）	<b>【取組みの内容、方向性の確認】</b> ○事務局による課題整理を踏まえ、次期計画における取組みの方向性、具体的な取組み内容について確認 など
第3回検討委員会 令和3年11月26日（金）	<b>【次期計画案の検討】</b> ○素案に対する意見を踏まえた検討 ○パブリックコメント等の内容を踏まえた修正 ○次期計画の目標に関する検討 など

---

## 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン（令和4年度～令和5年度）

### 【問合せ先】

世田谷区教育委員会事務局教育相談・支援課

〒154-0023 世田谷区若林5-38-1

電 話 03-6453-1511

F A X 03-6453-1534

U R L <http://www.city.setagaya.lg.jp/>

発 行 年 月 令和4年1月

---





## 第2次世田谷区不登校支援アクションプラン（素案）からの主な変更点

「第2次教育ビジョン・第2期行動計画」策定過程におけるパブリックコメント、及び本計画策定に伴う不登校施策検討委員会等からの意見を踏まえて、主に下表のとおり  
の追記・変更等を行った。

頁	該当箇所	追記・変更等
3	第1章 1－(2)	・計画期間【図表01】について、令和7年度までの表記に変更した。
7	第2章	・「不登校児童・生徒数の推移」について、増加の要因を追記した。
7	1－(1)	・全児童・生徒数に占める不登校児童・生徒の割合において「出現率」という表記を削除した。
10	第2章 1－(2)	・「不登校になった要因」について、スクールカウンセラー及び教育相談室相談員による分析結果を追記した。
15	コラム	・コロナ禍における分散登校、オンライン授業における不登校児童・生徒への影響等についてのコラムを追記した。
26	第3章 1－Ⅲ－(1)	・「保護者・家庭への支援」について、さらなる充実に向け、保健福祉領域をはじめとする関係機関との連携の強化を追記した。
28	第4章 2	・「不登校児童・生徒への支援の方向性」について、「児童・生徒や保護者の状況把握、児童・生徒の進路の選択肢を広げる多様な支援策の展開の必要性」を追記した。
28	第4章 2－①	・「魅力ある学校づくり」について、「多様性や個性を認め伸ばす学校づくり」に修正し、内容も「児童・生徒一人一人が活躍でき、帰属感を持ち、自己肯定感を高めることができる魅力ある学校づくり」から「児童・生徒一人一人の個性に応じて、その多様性を認め、自己有用感や自己肯定感を高めながら、安心して通い続けることができる学校づくり」に修正した。
29	第4章 2－③	・「不登校児童・生徒への支援の体系図」を変更した。
30	第4章 3	・「教育総合センターにおける不登校支援の推進」のイメージ図を掲載した。
30	第4章 4－(1)	・「第2次不登校支援アクションプランの目標」について、「不登校児童・生徒の出現率の改善」から「児童・生徒一人一人の多様性や個性を認め伸ばす学校づくり」に変更した。

頁	該当箇所	追記・変更等
30	第4章 4-(2)	・「第2次不登校支援アクションプランの目標」について、「支援機関等の相談・支援を受けていない不登校児童・生徒の割合の改善」から「不登校の児童・生徒一人一人の状況に即した適切な支援へのつなぎ」に変更
36	第5章 2-I-(2)	・「中学進学時における円滑な不登校支援」を「進学時における円滑な不登校支援」に変更し、取組項目に「中学校卒業後における情報連携」を追記
38	第5章 2-II-(1)	・「支援シートの作成、運用」について、取組項目「不登校児童・生徒の状況に応じた支援」を追記した。
41	第5章 2-II-(2)	・「関係機関との連携による支援」について、「保健福祉等の関係機関との連携強化」に修正し、取り組み内容に「就学前から卒業後までの切れ目ない支援」を追記した。
43		・不登校特例校（分教室）の運営について、不登校特例校とほととスクールの役割と機能について整理、追記した。
45	第5章 2-III-(1)	・「中間的な居場所の確保」について、取組項目「別室登校児童・生徒の支援」と「関係所管と連携した多様な居場所の確保」を追記した。
46		・「不登校特例校（分教室）の運営」について、取組内容に不登校特例校の役割について追記した。
47	第5章 2-III-(2)	・「不登校保護者への相談機能の充実」について、取組項目「児童・生徒、保護者の実態把握」を追記した。
48		・「保健福祉等関係機関との連携強化」について、2-II-(2)の取り組みと重複するため「再掲」を追記した。
49 ～ 76	資料編	・国、都の動き、国の基本方針等、検討委員会設置要綱、委員名簿、検討の経過を追記